

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- **規 則**
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則
- **訓 令**
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- 看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令
- 守衛の服務に関する規程を廃止する訓令
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
- **福島県病院局**
- 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程
- **福島県教育委員会**
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- **福島県人事委員会**
- 福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

一 三 五 五 七 八 八 九 九 〇 〇 〇 〇

○ 福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保健所長への委任) 第七条 (略) 一 (三) (略) 四 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関する次に掲げること。 (1) (略) (2) 第十一条第一項の規定による届出の受理 (3) 第十一条第二項の規定による届出の受理 (4) (略) (5) 第十一条第三項の規定による届出の受理 (6) (略)	(保健所長への委任) 第七条 (略) 一 (三) (略) 四 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関する次に掲げること。 (1) (略) (新設) (2) (略) (3) (略)

- (7) 五〇八 (略)
- 九 旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 〇三 (略)
- (4) 第三条の四第一項の規定による承認
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五十二号) 附則第三条の規定による調査
- 十及び十一 (略)
- 十二 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 〇四 (略)
- (5) 第五条の三第二項の規定による届出の受理
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 十三〇七 (略)
- 十三〇七 (略)
- 十八 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) (略)
- (2) 第十一条第一項の規定による届出の受理
- (3) 第十一条第二項の規定による届出の受理
- (4) (略)
- (5) 第十二条の二第二項の規定による届出の受理
- (6) (略)

- (4) 五〇八 (略)
- 九 旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 〇三 (略)
- (新設)
- (4) (略)
- (5) (新設)
- 十及び十一 (略)
- 十二 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 〇四 (略)
- (新設)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- 十三〇七 (略)
- 十八 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) (略)
- (新設)
- (2) (新設)
- (3) (略)

- (7) (略)
- (建設事務所長への委任)
- 第十六条 次に掲げる事務は、福島県建設事務所長に委任する。ただし、第十一号(6)から(10)まで、第三十四号及び第四十三号に掲げる事務は福島県いわき建設事務所長については、この限りではない。
- 一〇六 (略)
- 六の二 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) (略)
- (2) 第三十七條の十二第六項及び第七項の規定による認定
- (3) 六の三〇四十二 (略)
- 四十三 特定都市河川浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第三十條の規定による許可
- (2) 第三十一條第一項の規定による申請書の受理
- (3) 第三十四條の規定による許可の条件の付加 (第三十九條第四項で準用する場合を含む。)
- (4) 第三十五條の規定による協議 (第三十九條第四項で準用する場合を含む。)
- (5) 第三十六條第一項の規定による許可又は不許可の処分 (第三十九條第四項で準用する場合を含む。)
- (6) 第三十六條第二項の規定による通知 (第三十九條第四項で準用する場合を含む。)
- (7) 第三十七條第一項の規定による変更の許可
- (8) 第三十七條第二項の規定による

- (4) (略)
- (建設事務所長への委任)
- 第十六条 次に掲げる事務は、福島県建設事務所長に委任する。ただし、第十一号(6)から(10)まで及び第三十四号に掲げる事務は福島県いわき建設事務所長については、この限りではない。
- 一〇六 (略)
- 六の二 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) (略)
- (新設)
- (2) 六の三〇四十二 (略)
- (新設)

福島県規則第四十一号

<p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>(9) 申請書の受理</p> <p>(10) 第三十七条第三項の規定による届出の受理</p> <p>(11) 第三十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>(12) 第三十八条第二項の規定による届出の受理</p> <p>(13) 第三十八条第三項の規定による届出の受理</p> <p>(14) 第三十八条第四項の規定による届出の受理</p> <p>(15) 第三十八条第五項の規定による届出の受理</p> <p>(16) 第三十八条第六項の規定による届出の受理</p> <p>(17) 第三十八条第七項の規定による届出の受理</p> <p>(18) 第三十九条第一項及び第三項の規定による許可</p> <p>(19) 第三十九条第二項の規定による申請書の受理</p> <p>(20) 第四十一条第一項の規定による措置命令</p> <p>(21) 第四十一条第二項の規定による措置及び公告</p> <p>(22) 第四十一条第三項の規定による公告</p> <p>(23) 第四十一条第四項の規定による標識の設置</p> <p>(24) 第四十二条第一項の規定による立入検査</p> <p>(25) 第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求</p> <p>(26) 又は助言若しくは勧告</p> <p>(27) 第四十三条第二項の規定による報告若しくは資料提出の要求</p> <p>(28) 又は助言若しくは勧告</p>
--	--

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表生活環境総室の項中 「(旅券室) 二十四 海外渡航に関すること。」を 「(旅券室) 二十一 国際課」に改め、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、「(国際課) 二十一 国際課」を 「(国際課) 二十一 国際課」に改め、第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、 「(生活交通課) 十六 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」を 「(生活交通課) 十七 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、 「(男女共生課) 十三 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関すること。」を 「(男女共生課) 十三 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十二号を第十三号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、 「(消費者生活課) 六 消費者施策の総合企画及び調整に関すること。」を 「(消費者生活課) 七 消費者施策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「環境創造センター、」を削り、同項第五号とし、同項中「三 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の施行に関すること。」を 「三 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の施行に関すること。」とする。

四 環境創造センターに関すること。

「四 環境影響評価に関すること」に改め、同表環境共生総室の項中 「四 環境影響評価に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)」を 「四 環境影響評価に関すること。」に、「(自然保護課) 五 自然環境の保護に関すること。」を 「(自然保護課) 五 自然環境の保護に関すること。」に改め、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、「十 景観形成施策の総合企画及

「九 景観形成施策の総合企画及び調整に関すること。」を

「十 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターに関すること。」に改め、同表環境保全総室の項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、「(中間貯蔵・除染対策課)」を

「十一 土砂等の埋立て等の規制に関する条例の運用に関すること。」に改める。

第十五条の表農業支援総室の項中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、「(農業経済課)」を

「(農業経済課)」に改め、第三十八 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」に改め、第三十六号を第三十七号とし、第二十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、「(環境保全農業課)」を

「(環境保全農業課)」に改め、第二十一号を第二十二号とし、第八号から第十九号までを一

号ずつ繰り下げ、「(農業担い手課)」を

「(農業担い手課)」に改める。第十六条の表河川港湾総室の項第九号中「及び砂防施設」を削り、「土木災害復旧事業」を「災害復旧事業」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、二十八 空港の管理に関すること。」を

「(空港施設室)」に改め、第二十七号を第二十八号とし、第二十一号から第二十六号までを一

号ずつ繰り下げ、「(港湾課)」に改め、第二十七号を第二十八号とし、第二十一号から第二十六号までを一

号ずつ繰り下げ、「(港湾課)」に改め、同項第十九号中「管理」を「維持管理」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「管理」を「指定及び管理」に改め、同号を同項第

十九号とし、同項中「十七 急傾斜地崩壊防止対策事業に関すること。」を

「十七 急傾斜地崩壊防止対策事業に関すること。」に改め、

「十八 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に係る災害復旧事業に」に改め、

こと。」

同表都市総室の項第八号中「法第四条の基礎調査の作業補助に関することに限る」を「他課の所掌に属するものを除く」に改め、同項第十八号中「(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関すること(法第四条の基礎調査に関することに限る。)」を「第四条から第八条までの規定の施行に関すること」に改める。

別表第一の七の表福島県相双農林事務所の項中「森林土木課」を「森林土木課」に改め、同表福島県病害虫防除所の項分掌事務の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 侵入警戒有害動植物侵入調査に関すること。

別表第一の八の表福島県中建設事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防課」に改める。

「石川郡」を「石川郡」に改める。

「業務課」を「業務課」に改める。

別表第四の一の表中「(一) 職員の職(二)に規定する職を除く。」を削り、同表守衛長の項、副守衛長の項、主任交換手の項、主任ボイラー技士の項、主任調理員の項、主任守衛の項、主任給食員の項、主任看護助手の項、主任用務員の項、交換手の項、ボイラー技士の項、調理員の項、守衛の項、給食員の項、看護助手の項、用務員の項及び技

能補助員の項を削り、同表に次のように加える。

専門監	上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。
専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

別表第四の二の表を削り、別表第四の一の表を別表第四とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条の表都市総室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第四十二号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

技能労務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	一 技能員又は運転手（以下「技能職員」という。）の職務 二 農場管理員、動物管理員又は道路補修員（以下「労務職員」という。）の職務
二級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする労務職員の職務
三級	一 主任技能員又は主任運転手（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主任農場管理員又は主任動物管理員（以下「主任労務職員」という。）の職務
四級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務
五級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

別表第三（第五条関係）

技能労務職給料表初任給表

技能職員	職 種	基準学歴	級号給
運転手及び技能員	標準学歴	高校卒	一級二十一号給

労務職員 農場管理員、動物管理員及び道路補修員 中学卒 一級五号給

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県規則第四十三号

福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県庁舎管理規則（昭和二十九年福島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四 削除

第六条中「守衛（庁舎総括管理者が別に定める者を含む。第八条、第十一条、第十七条及び第十九条において同じ。）」を「庁舎総括管理責任者が別に定める者」に改める。

第八条中「守衛」を「庁舎総括管理責任者が別に定める者」に改める。

第十一条中「守衛」を「施設管理責任者」に改める。

第十七条及び第十九条中「守衛」を「庁舎総括管理責任者が別に定める者」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（施設管理課）

訓 令

福島県訓令第三号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十六日
本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の1の表人事総室の部人事課の項中5を削り、6を5とし、7を6とする。
別表第二の5の表健康衛生総室の部薬務課の項1を次のように改める。

- 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の施行に関

条件の付加					
(2) 第16条第3項で準用する第12条第3項の規定による条件の付加					
(3) 第20条第1項の規定による許可の取消し					
(4) 第20条第3項の規定による土地所有者等に対する土地の使用禁止又は使用制限					
(5) 第20条第5項の規定による行政代執行					
(6) 第23条第3項で準用する第20条第5項の規定による行政代執行					
(7) 第30条第3項の規定による条件の付加					
(8) 第35条第3項で準用する第30条第3項の規定による条件の付加					
(9) 第39条第1項の規定による許可の取消し					
(10) 第39条第3項の規定による土地所有者等に対する土地の使用禁止又は使用制限					
(11) 第39条第5項の規定による行政代執行					
(12) 第42条第3項で準用する第39条第5項の規定による行政代執行					
(13) 第45条第2項の規定による指定の解除					
(14) 第47条第3項で準用する第20条第5項の規定による行政代執行					

別表第二の八の表都市総室の給あがへり推進課の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項から第3項までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

附 則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の八の表都市総室の部都市計画課の項の改正規定は、同年三月二十六日から施行する。
(行政経営課)

福島県訓令第4号

本庁 機関
出先 機関
労働委員会事務局
標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十六日
福島県知事 内堀 雅 雄

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「環境創造センター副所長」を「環境創造センター副所長 県中保健福祉事務所長」に、「県北、県中、会津保健所長」を「県北、会津保健所長」に、「労働委員会事務局課長」を「労働委員会事務局課長 専門監」に、「主任専門研究員」を「主任専門研究員 専門監」に、「県南、南会津保健所長」を「県中保健福祉事務所副所長 県中、県南、南会津保健所長」に、「主任司書 守衛長 副守衛長」を「主任司書」に、「主任運転手 主任守衛」を「主任運転手」に、「運転手 守衛」を「運転手」に改める。

附 則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
(行政経営課)

福島県訓令第5号

出先 機関
看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十六日
福島県知事 内堀 雅 雄

看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

看護師等の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十四年福島県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「准看護技師 主任看護助手 看護助手」を「准看護技師」に改める。
附 則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

福島県訓令第第六号

守衛の服務に関する規程（昭和三十一年福島県訓令第十四号）は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
（人事課）

（人事課）

福島県訓令第第七号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一守衛の項、ポイラー技士の項及び調理員の項を削り、同表中「看護師、准看護師及び看護助手」を「看護師及び准看護師」に改め、同表建築総室（営繕課に限る。）

に勤務し、大規模営繕等の業務に従事する技術職員の項中

作業服（冬）

一 二年

「		」	
を		」	
作業服（冬）	一	二年	駐在に勤務する職員に限る。
安全ぐつ	一	二年	

に改める。

別表第二建設事務所の項中「道路河川巡視用」を「道路河川砂防巡視用」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（職員業務課）

福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1 職員の職（2に規定する職を除く。）」を削り、同表に次のように加える。

専 門 監	上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。
専 門 員	上司の命を受け、担当の専門的業務に従事する。

別表第3の2の表を削り、別表第3の1の表を別表第3とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6級の項基準となる職務の欄中「4 困難な業務を行う副課長の職務」を「4 困難な業務を行う副課長の職務
5 専門監の職務」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大野病院事務長」を「大野病院事務長 専門監」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県教育委員会

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健技師の項の次に次のように加える。

専門監	上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。
-----	-------------------------------

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第二号

教育庁職員 教育委員会 所管に属する教育機関

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県教育委員会

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成二十六年福島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

不登校児童生徒の支援に関する業務に従事する職員	福島市瀬上町字五月田一六番地（教育センター）	不登校児童生徒の支援に関すること。
県立安積中学校の開校に関する業務に従事する職員	郡山市開成五丁目二五番六三号（安積高等学校）	県立安積中学校の開校に関すること。

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第三号

教育委員会 所管に属する教育機関

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「支援学校事務長」を「支援学校事務長 専門監」に改める。

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第四号

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会事務局組織規則（昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

専門監	上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。
-----	-------------------------------

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「主幹」を「主幹 専門監」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(総務審査課)